

# 使用物質(薬品)調査票

年 月 日

届出法令	水質汚濁防止法 ・ 下水道法 ・ 熊本県地下水保全条例				
工場又は事業場の名称					
建屋名					
届出内容	設置届		使用届		変更届
次の物質の使用の有無	有 ・ 無				

使用(貯蔵)のある有害物質に【 ○現在使用(貯蔵)、 ●過去使用(貯蔵)、 ×無 】を記入してください。

物質名		使用(貯蔵)状況				使用(貯蔵)場所		
		使用薬品		貯蔵薬品		特定施設	その他	
土壌汚染対策法対象(特定有害物質)	1	カドミウム及びその化合物						
	2	シアン化合物						
	3	有機燐化合物						
	4	鉛及びその化合物						
	5	六価クロム化合物						
	6	砒素及びその化合物						
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物※1						
	8	ポリ塩化ビフェニル						
	9	トリクロロエチレン						
	10	テトラクロロエチレン						
	11	ジクロロメタン						
	12	四塩化炭素						
	13	1,2-ジクロロエタン						
	14	1,1-ジクロロエチレン						
	15	1,2-ジクロロエチレン※2						
	16	1,1,1-トリクロロエタン						
	17	1,1,2-トリクロロエタン						
	18	1,3-ジクロロプロペン						
	19	チウラム						
	20	シマジン						
	21	チオベンカルブ						
	22	ベンゼン						
	23	セレン及びその化合物						
	24	ほう素及びその化合物						
	25	ふっ素及びその化合物						
	26	クロロエチレン(旧 塩化ビニルモノマー)						
	27	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物						
	28	1,4-ジオキサン						
土壌汚染対策法対象外	29	ダイオキシン類						
	30	フェノール類						
	31	銅						
	32	亜鉛						
	33	鉄						
	34	マンガン						
	35	クロム						

※1 土壌汚染対策法の特定有害物質は、「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」と「アルキル水銀」が対象。

※2 土壌汚染対策法の特定有害物質は「シス-1,2-ジクロロエチレン」のみが対象。

※3 水質汚濁防止法・下水道法の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に該当。

■ 同一事業場内の複数の建屋において、上記物質を使用している場合は、建屋毎に調査票を提出してください。

■ 調査票の幅、高さ、行数等が足りない場合は、調整して入力してください。